大阪府医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第一条　地域医療提供体制の確保を図る観点から、別表（１）から（４）に規定する事業ごとの目的を達成するため、予算の定めるところにより、医療施設等に対し大阪府医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下、「規則」という。）及び令和７年４月１日医政発0401第５号厚生労働省医政局長通知「令和７年度（令和６年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」の別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第二条　この補助金の交付対象となる事業者は、別表に規定する補助対象事業者とする。

（補助対象事業）

第三条　補助対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、別表に規定する取組とする。

（補助対象経費）

第四条　補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、第三条に定める補助事業の実施に要する経費とする。ただし、他に本補助事業と同様の趣旨を含む補助金、負担金、交付金等を受けている経費については、補助対象外とする。

（交付額の算定方法等）

第五条　交付額の算定方法等は、別表に規定する。

（交付の申請）

第六条　規則第四条第１項の規定による申請は、別表に規定する申請書及び添付書類を知事の定める日までに提出することにより行わなければならない。

（交付の決定及び通知）

第七条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第五条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

２　知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に交付決定通知書により通知するものとする。

（交付の条件等）

第八条　規則第六条第２項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

（１）補助事業に要する経費として交付を受けた補助金を、その交付の目的に反して使用してはならない。

（２）補助事業者に対し、補助事業に関し必要な検査をすることがある。

（３）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付しなければならない。

２ 　規則第六条第１項第１号及び第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20％以内の変更とする。

３　規則第六条第１項第１号または第２号の規定による知事の承認を受けようとするときは、予め別表に規定する内容変更・中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（交付の要件）

第九条　補助金の交付を受けようとする医療施設等は、別表に規定する交付の要件を満たすものとする。

（交付申請の取下げ）

第十条　交付の申請の取り下げをすることができる期間は、規則第七条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内とする。

２　前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

（実績報告）

第十一条　規則第十二条の規定による報告は、別表に規定する実績報告書及び添付書類を補助事業の完了日の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

（補助金の交付）

第十二条　知事は、規則第十三条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

（書類等の検査）

第十三条　知事は、補助金の適正な執行を図るため必要と認めた時は、補助事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し等）

第十四条　知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第五条に規定する補助の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

二　補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

三　補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

四　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

２　知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

３　知事は、第１項第一号から第三号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

５　知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（取得財産の処分制限）

第十五条　規則第十九条ただし書き並びに同条第四号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

（書類の保存）

第十六条　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（その他）

第十七条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は、令和７年６月20日から施行する。

別表

（１）生産性向上・職場環境整備等支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | １　本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的　に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。 |
| 補助対象事業者 | １　令和７年３月31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下、「対象施設」という。） |
| 補助対象事業 | １　対象施設にて行われる以下の各号の取組のいずれか（複数選択可）一　ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化タブレット端末、離床センサー、インカム、ＷＥＢ会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入二　タスクシフト／シェアによる業務効率化医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア三　補助金を活用した更なる賃上げ処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善 |
| 交付額の算定方法等 | １　次により算定したものを、予算の範囲内で交付する。病院・有床診療所(※)：許可病床数×４万円無床診療所：１ 施設×1 8 万円訪問看護ステーション：１ 施設×1 8 万円※許可病床数が４床以下の有床診療所は１施設×18 万円を交付する。ただし、補助金の補助対象となる取組に係る費用が上記に基づき算出した交付額　　を下回る場合には、補助対象となる取組に係る費用を交付額とする。また、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 |
| 交付の申請 | １　交付の申請をしようとするときは、以下の書類を提出するものとする。一　補助金交付申請書（様式第１-（１）号、別紙）二　要件確認申立書（様式第１-（１）-１号）三　暴力団等審査情報（様式第１-（１）-２号）四　口座振替依頼書五　その他知事が必要と認める書類 |
| 交付の条件等 | １　経費配分変更・内容変更・中止（廃止）の承認を申請する際は、以下の書類を提出するものとする。　一　経費配分変更・内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式第２-（１）号）　二　一の関連書類 |
| 交付の要件 | １　対象施設において、令和６年４月１日から令和８年３月31 日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を実施していること。 |
| 実績報告 | １　実績報告をしようとするときは、以下の書類を提出すること。一　実績報告書（様式第３-（１）号、別紙）二　対象施設にて行った取組の根拠資料　　・ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化（領収書など）　　・タスクシフト／シェアによる業務効率化（雇用契約書、勤務簿など）　　・給付金を活用した更なる賃上げ（給与規定、賃金台帳など）三　その他知事が必要と認める書類 |

（２）病床数適正化支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | １　本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。 |
| 補助対象事業者・補助対象事業 | １　令和６年12 月17 日から令和７年９月30 日までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。）の削減を行う病院又は診療所 |
| 交付額の算定方法等 | １　次により算定したものを、予算の範囲内で支給する。一　削減した病床１床につき4,104 千円とする。二　支給対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。また、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。２　算定にあたっては、以下を除くこと。一　産科部門の病床（MFICU 等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU 等を含む）を削減した場合、その削減した病床数 (産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）二　同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数三　事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数四　病床種別を変更した場合、その変更した病床数五　医療法第30条の４第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数六　診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第１条の14 第７項の規定に該当し、医療法第７条第３項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数七　その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数ア　国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第２号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第６項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第３号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）イ　放射線治療病室の病床ウ　国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床エ　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第１項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第１項第１号又は第61条第１項第１号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。） |
| 交付の申請 | １　交付の申請にあたっては、以下の書類を提出するものとする。一　補助金交付申請書（様式第１-（２）号、別紙）二　要件確認申立書（様式第１-（２）-１号）三　暴力団等審査情報（様式第１-（２）-２号）四　口座振替依頼書五　その他知事が必要と認める書類 |
| 交付の条件等 | １　経費配分変更・内容変更・中止（廃止）の承認を申請する際は、以下の書類を提出するものとする。　一　経費配分変更・内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式第２-（２）号）　二　一の関連書類 |
| 交付の要件 | １　以下に該当する場合は、支給対象外とする一　令和７年９月30 日時点において廃院している場合（10 月１日以降に廃院を予定している場合を含む。）二　令和７年９月30 日時点において事業譲渡等をしている場合（10 月１日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）三　介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合四　有床診療所から無床診療所への変更の場合 |
| 実績報告 | １　実績報告にあたっては、以下の書類を提出するものとする。一　病床数適正化支援事業補助金実績報告書（様式第３-（２）号、別紙）二　その他知事が必要と認める書類 |

（３）施設整備促進支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | １　現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行う。 |
| 補助対象事業者 | １　令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に実施要綱別表１の第１欄及び第２欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ（標準事業例５）に該当する施設の整備に関する事業、別表２の第１欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表３の第１欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下、「対象補助事業」という。）の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下、「施設整備」という。）に着手している医療機関等 |
| 補助対象事業 | １　㎡数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する。 |
| 交付額の算定方法等 | １　次により算定したものを、予算の範囲内で支給する。一　地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－１（標準事業例５）に該当する施設の整備に関する事業については、実施要綱別表１の第３欄に定める物価高騰を反映した単価と第４欄に定める標準単価との差額に、第５欄に定める基準面積及び第６欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。二　医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、実施要綱別表２及び別表３の第１欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第３欄に掲げる構造別に、第４欄に定める物価高騰を反映した単価と第５欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第６欄に定める基準面積及び第７欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。 |
| 交付の申請 | １　交付の申請にあたっては、以下の書類を提出するものとする。一　施設整備促進支援事業補助金交付申請書（様式第１-（３）号、別紙）二　要件確認申立書（様式第１-（３）-１号）三　暴力団等審査情報（様式第１-（３）-２号）四　口座振替依頼書五　その他知事が必要と認める書類 |
| 交付の条件等 | １　経費配分変更・内容変更・中止（廃止）の承認を申請する際は、以下の書類を提出するものとする。　一　経費配分変更・内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式第２-（３）号）　二　一の関連書類 |
| 交付の要件 | １　次の各号のいずれも満たすものとする。一　対象補助事業の交付対象となる医療機関等二　令和６年４月１日から令和７年３月31 日までの間に~~国庫~~対象補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等その他厚生労働大臣が認める者 |
| 実績報告 | １　実績報告にあたっては、以下の書類を提出するものとする。一　病床数適正化支援事業補助金実績報告書（様式第３-（３）号、別紙）二　その他知事が必要と認める書類 |

（４）　分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | １　分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する。 |
| 補助対象事業者 | １　分娩取扱施設支援事業分娩取扱施設のうち、令和５年度における分娩取扱件数が、平成29 年度から令和元年度の３年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所２　小児医療施設支援事業令和５年度における専ら15 歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29 年度から令和元年度の３年間における専ら15 歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回った小児医療施設 |
| 補助対象事業 | １　分娩取扱施設支援事業　分娩取扱施設の運営２　小児医療施設支援事業　小児の入院病床に係る運営 |
| 交付額の算定方法等 | １　分娩取扱施設支援事業　施設の区分に応じ次の額を交付額とする。病院または診療所 １施設あたり2,500 千円助産所 １施設あたり1,000 千円２　小児医療施設支援事業交付申請日時点の許可病床のうち、小児科部門の病床数×25 万円で算出した額と令和５年度における総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他収入額を控除した額を比較し低い方の額を交付額とする。また、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 |
| 交付の申請 | １　交付の申請にあたっては、以下の書類を提出するものとする。一　補助金交付申請書（様式第１-（４）号、経費所要額調）二　要件確認申立書（様式第１-（４）-１号）三　暴力団等審査情報（様式第１-（４）-２号）四　口座振替依頼書五　その他知事が必要と認める書類 |
| 交付の条件等 | １　内容変更・中止（廃止）の承認を申請する際は、以下の書類を提出するものとする。　一　内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式第２-（４）号）　二　一の関連書類 |
| 交付の要件等 | １　分娩取扱施設支援事業令和６年度において、平成１８年４月１日施行「大阪府周産期母子医療センター運営事業補助金交付要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業補助金の交付を受けた分娩取扱施設については給付の対象外とする。２　小児医療施設支援事業本事業の対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。（ア）令和４年４月１日施行「大阪府小児中核病院・大阪府小児地域医療センター 指定要領」に基づき大阪府が指定した大阪府小児中核病院（イ）「救急告示医療機関（小児救命救急センター の認定手続きについて）」（平成30年５月23日医対第1315 号）で大阪府が指定した小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院（ウ）小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているものａ 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。ｂ 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。ｃ 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。 |
| 実績報告 | １　実績報告にあたっては、以下の書類を提出するものとする。一　実績報告書（様式第３-（４）号、経費所要額調）二　その他知事が必要と認める書類 |